

市第69号議案

横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正

横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）」を「の規定」に改める。

第 3 条第 5 号ア中「第12条の 4 第 8 項」を「第12条の 5 第 8 項」に改める。

附 則

この条例中第 3 条第 5 号アの改正規定は公布の日から、第 1 条の改正規定は平成30年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るた

市第69号

め、横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市認定こども園の要件を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項~~の規定並びに事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）~~に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）に関する認定の要件を定めるものとする。

（法第3条第1項の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）~~第12条の5第8項~~第12条の4第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による保育士又は同条第2項の国家戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。

（イ及び第6号から第11号まで省略）